



# 広島県肝疾患患者 フォローアップシステム

## への登録はお済みですか？

### 肝炎ウイルスの感染を放っておくと、どうなるの？

肝炎ウイルスに感染していた場合、気づかないまま慢性肝炎から肝硬変や肝がんを発症する恐れがあります。ウイルスに感染していることがわかったら、できるだけ早く肝疾患専門医療機関を受診し、継続して検査・治療を受けることが大切です。



### 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」って何？

肝炎ウイルスが陽性と診断された方に、適切な検査や治療を継続して受けていただくことを目的に、医療機関・保健所・市町と連携して広島県が運営するシステムです。

対象者は、広島県内にお住まい（住民票が県内にある方）で、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方（すでに通院中の方も含まれます）です。

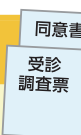




### 登録するメリットは？

- 年1回県から受診を勧める文書が届きます。
- 最新の治療に関する情報や講演会の開催案内などの肝疾患に関する有益な情報を入手しやすくなります。
- 一定の条件を満たした方は、定期検査費用の助成を受けることができます（詳細は裏面参照）。



### どうやって登録するの？

<p><b>1 必要書類の受取</b></p> <p>登録同意書、受診調査票を薬務課・保健所・市町などで受け取り同意書に署名する。</p> 	<p><b>2 受診</b></p> <p>1の書類を持参し、専門医療機関を受診する（1の同意者保管用を受け取ってください。）</p> 	<p><b>3 登録</b></p> <p>2の医療機関から検査データ・治療内容などを記載した受診調査票が同意書と一緒に広島県に送られ登録が完了する。</p> 
---	---	---



広島県健康福祉局 薬務課 肝炎対策グループ

TEL 082-513-3078

詳しくはこちら▶

広島 フォローアップシステム

検索



# 定期検査費用(年2回)を助成しています。

## 対象はどうなっているの？

対象者は次の5点に当てはまる方です(1つでも該当しない場合は対象になりません)。

- ① 広島県に住民票がある方
  - ③ 「肝炎治療受給者証」を持っていない方
  - ② 診断結果が次のいずれかの方  
(治療後の経過観察期間の方を含みます。)(※)
  - ④ 世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の方
  - ⑤ 「広島県肝疾患患者フォローアップシステム」への登録に同意された方(裏面参照)
- [慢性肝炎]・[肝硬変]・[肝がん]

※無症候性キャリアは対象となりません。受診調査票の診断結果を御確認ください。

## 助成の内容はどうなっているの？

検査を受けられた方の次の費用を助成します(医療機関でお支払いいただいた後、申請により対象費用をお支払します※<sup>1</sup>)。

- ① 初診料(再診料) ② ウイルス疾患指導料 ③ 検査費用(※<sup>2</sup>)

※<sup>1</sup> 助成対象とならない費用を除外して算定するため、申請額と支給額が異なる場合があります。

※<sup>2</sup> 対象となる検査費用の詳細については、県薬務課にお尋ねください。

## 対象となる検査は全額助成してくれるの？

所得及び診断名によって、助成する金額が異なります。

- ① 住民税非課税世帯の方 ▶ 対象となる費用全額

- ② ①以外で世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の慢性肝炎患者  
▶ 対象となる費用から自己負担額2,000円(※)を除いた額

- ③ ①以外で世帯の市町民税(所得割)額が235,000円未満の肝硬変・肝がん患者  
▶ 対象となる費用から自己負担額3,000円(※)を除いた額

※1回分の検査で負担する金額となります。

## どうやって申請するの？

### 1 必要書類の受取

支給申請書、医療費確認書を県保健所・薬務課などで受け取る。



### 2 受診

医療機関を受診し、検査を受ける。  
(領収書と診療明細書を必ず保管してください。)



### 3 申請

申請書類一式を保健所又は薬務課に申請する。

※申請書一式は、広島県ホームページをご参照ください。



## 申請の締め切りはあるの？

定期検査を受けてから1年以内の申請が必要です。申請に必要な書類は、広島県ホームページをご参照ください。

お問い合わせ

広島県健康福祉局 薬務課 肝炎対策グループ

TEL 082-513-3078

詳しくはこちら▶

広島 肝 検査費用 助成

検索